

放送法施行令の一部を改正する政令参照条文

目 次

○放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）（抄）	．．．．．	1
○放送法施行令（昭和二十五年政令第百六十三号）（抄）	．．．．．	1
○会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）	．．．．．	3
○会社法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成二十七年政令第十六号）	．．．．．	3

○放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）（抄）
第八十条（略）

257（略）

8 前各項に定めるもののほか、放送債券に關し必要な事項については、政令の定めるところにより、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び社債、株式等の振替に關する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の社債に關する規定を準用する。

○放送法施行令（昭和二十五年政令第六十三号）（抄）

（放送債券に關する会社法及び社債、株式等の振替に關する法律の準用）

第三条 放送債券に關しては、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四編、第七編第二章第七節、第八百六十八條第三項、第八百六十九條、第八百七十條第一項（第二号及び第七号から第九号までに係る部分に限る。）、「第八百七十一條（第一号を除く。）」、「第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）」、「第八百七十三條、第八百七十四條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）」、「第八百七十五條及び第八百七十六條並びに社債、株式等の振替に關する法律（平成十三年法律第七十五号）第八十四條（第四項を除く。）」、「第八十五條、第八十六條及び第八十六條の三の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

会社法第六百七十六條第十二号、第六百七十七條第一項第三号及び第四項、第六百八十一條第一号及び第七号、第六百八十二條第三項、第六百八十四條第二項、第六百九十一條第二項、第六百九十五條第三項、第七百二條、第七百三條第三号、第七百十條第二項第二号（同法第七百十二條において準用する場合を含む。）、第七百二十九條第四号、第七百二十一條第一項、第七百二十二條、第七百二十六條第二項、第七百二十七條第一項並びに第七百三十一條第一項及び第三項第二号

法務省令

總務省令

<p>会社法第六百七十七條第三項、第七百二十一條第四項、第七百二十五條第三項、第七百二十七條第一項及び第七百三十九條第二項</p>	<p>政令で</p>	<p>放送法施行令第四条に</p>
<p>会社法第六百七十七條第三項</p>	<p>電磁的方法</p>	<p>電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）</p>
<p>会社法第六百八十二條第一項</p>	<p>電磁的記録</p>	<p>電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）</p>
<p>会社法第七百二十條第二項 会社法第八百七十三條ただし書</p>	<p>政令で 第八百七十一條第一項第一号から第四号まで及び第八号</p>	<p>放送法施行令第五条に 第八百七十一條第一項第二号及び第八号</p>
<p>社債、株式等の振替に関する法律第八十四條第一項及び第三項、第八十五條、第八十六條第一項並びに第八十六條</p>	<p>会社法 第八十條第一項</p>	<p>放送法施行令第三条において準用する会社法 第二百二十條において準用する第八十條第一項</p>
<p>社債、株式等の振替に関する法律第八十五條</p>	<p>振替機関分制限額</p>	<p>振替機関分制限額（第二百二十條において準用する第八十條第一項に規定する振替</p>

社債、株式等の振替に関する法律第八十六条第三項	第六十八条第三項各号	第二百二十条において準用する第六十八条	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1145 230 1295 1021"> 口座管理機関分制限額 </td> <td data-bbox="1145 1021 1295 1323"> 口座管理機関分制限額（第二百二十条において準用する第八十一条第一項に規定する口座管理機関分制限額をいう。） </td> <td data-bbox="1145 1323 1295 1998"> 機関分制限額をいう。 </td> </tr> </table>	口座管理機関分制限額	口座管理機関分制限額（第二百二十条において準用する第八十一条第一項に規定する口座管理機関分制限額をいう。）	機関分制限額をいう。
口座管理機関分制限額	口座管理機関分制限額（第二百二十条において準用する第八十一条第一項に規定する口座管理機関分制限額をいう。）	機関分制限額をいう。				

○会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十号）の施行後の会社法（平成十七年法律第八十六号）

（抄）
（非訟事件の管轄）

第八百六十八条（略）

2・3（略）

4 第七百五条第四項、第七百六条第四項、第七百七条、第七百十一条第三項、第七百十三条、第七百十四条第一項及び第三項、第七百十八条第三項、第七百三十二条、第七百四十条第一項並びに第七百四十一条第一項の規定による裁判の申立てに係る事件は、社債を発行した会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

5・6（略）

○会社法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成二十七年政令第十六号）

内閣は、会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。
会社法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十七年五月一日とする。